生活保護のしおり

（生活保護受給者の方へ）

～憲法第２５条であなたの生存権が保障されています～

大切に保管してください。

地区担当員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿内線（　　）

港区福祉事務所

－　も　く　じ　－

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．生活保護を受ける要件…収入の活用・・・・・・・・・３
４．生活保護を受ける要件…資産の活用・・・・・・・・・３
５．生活保護を受ける要件…他の法律・制度の活用・・・・４
６．生活保護を受ける要件…能力の活用・・・・・・・・・５
７．扶養義務者からの扶養（援助）について・・・・・・・６
８．地区担当員（ケースワーカー）について・・・・・・・７
９．家庭訪問（訪問調査）について・・・・・・・・・・・８
１０．民生委員について・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１１．生活保護を受けたときに保障されること・・・・・・１０
１２．生活保護の種類について・・・・・・・・・・・・・１１
１３．支給される生活保護費について・・・・・・・・・・１４
１４．守らなければならないこと・・・・・・・・・・・・１６
１５．収入の申告について・・・・・・・・・・・・・・・１８
１６．資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・２０
１７．届出が必要な場合について・・・・・・・・・・・・２１
１８．医療機関への受診（医療扶助）について・・・・・・２３
１９．介護サービスの利用（介護扶助）について・・・・・２６
２０．生活保護費の受け取り方について・・・・・・・・・２７
２１．関係先調査について・・・・・・・・・・・・・・・２８
２２．保護費の返還について・・・・・・・・・・・・・・２８
２３．生活保護の停止・廃止について・・・・・・・・・・３０
２４．生活保護を受けなくなったときの手続き・・・・・・３１
２５．不正に生活保護を受けたときは・・・・・・・・・・３２
２６．不正受給を防止するために・・・・・・・・・・・・３４
２７．福祉事務所の決定に不服がある場合・・・・・・・・３６
２８．自立への支援について・・・・・・・・・・・・・・３８
２９．生活保護を受けている間に利用できる主な制度・・３９
３０．法外援護について・・・・・・・・・・・・・・・・４０
３１．お子さんへの支援について・・・・・・・・・・・・４２

１．はじめに

生活保護を受けることになった世帯の方には、生活保護の内容について、お伝えしなければならないことがたくさんあります。この「生活保護のしおり」は、そのうち特に重要な点を抜き出したものです。必ず読んでいただき、生活保護に関してわからないことがあった時には、自身の判断のみで決めることなく、必要に応じて該当するページを再度読んでください。

福祉事務所では、皆さんの最低生活を保障し、また、皆さんが自立をするために可能な限りの援助をしたいと考えています。困ったことや、わからないことは遠慮なく相談してください。

※ このしおりは生活保護について、その全部をもれなく説明したものではありませんので、ここに書かれていないこと、わからないことは地区担当員（7ページ参照）に聞いてください。

※ 生活保護制度は、変更される場合がありますので、内容に一部最新でない部分が生じる可能性があります。予めご承知おきください。

２．生活保護（せいかつほご）とは

生活保護は、病気や老齢、離婚や失業等さまざまな事情で生活に困ったとき、不足する生活費をおぎなうことにより、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長（可能な限り自分の力で生活していけるように援助）する制度です。

生活保護は、一定の要件を満たす限り、すべての国民が平等に受けることができ、国が定めた最低限度の生活が保障されることになっています。

これは憲法で保障されている国民の権利、基本的人権の一つです。

【日本国憲法】
第25条（生存権、国の社会的使命）
① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生活保護法】
第1条（この法律の目的）
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
第2条（無差別平等）
すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。
第3条（最低生活）
この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

生活に困ったとき、生活保護を受けるためには、その世帯が持っている資産、能力その他あらゆるものをその生活の維持のために活用することが必要です。このことを、生活保護を受ける要件といいます。

次のページから、生活保護を受ける要件について説明します。

３．生活保護を受ける要件…収入の活用

生活保護では、世帯で得られる収入では最低限度の生活を維持するために不足している場合、原則としてその不足する部分を生活保護費として支給します。このため、現に得ている収入や今後得られる可能性のある収入を放棄して、生活保護を受けることはできません。

収入とは、給与、賞与、退職金等働きによるもの、年金、恩給、失業保険金、児童手当等要件に該当すると支給を受けられるもの、仕送り、贈与、借入等の私的なやりとりによるもの、保険金、補償金、売却金、遺産等特定の事由が発生した際に自分の手元に入ってくる金銭等も含まれます。

収入は、どのような種類のものであっても申告の対象となります。収入の申告については、18 ページでくわしく説明します。

４．生活保護を受ける要件…資産の活用

生活保護では、保有している資産（預貯金、生命保険、不動産等）は、最低限度の生活を維持するために活用しなければなりません。資産は、売却等により処分しなければならない場合と、続けて保有できる場合がありますが、どちらにするかは資産の価値と利用状況等を考慮し、福祉事務所が総合的に判断して、保護開始時にお知らせします。

原則として保有を認められない（売却等の活用を求められる）資産は、次のようなものです。

・自動車、オートバイ（一定の排気量を超えるもの）

※所有及び借用を問わず原則として認められません。

・一定額以上の居住用の土地、家屋、現在居住していない土地

・解約返戻金が一定額以上の生命保険等

・株式、国債、債権、投資信託等の有価証券

・貴金属、処分価値の大きな物品等

保有を認められない資産がありながら、生活保護が開始された場合、その資産の処分について指示が行われます。処分後に得た金銭については、支給した保護費を返還していただくことになります。（28 ページ参照）

【生活保護法】
第4条（保護の補足性）
①保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

資産の申告については、20 ページでくわしく説明します。

5．生活保護を受ける要件…他の法律、制度の活用

他の法律や制度の利用が可能な人は、その制度の活用が必要です。

法律・制度	内　　容
医療保険制度	勤め先の健康保険に加入できる場合は、加入してください。
年金制度	国民年金、厚生年金、共済年金から年金の支給が受けられる場合は、年金を受給してください。遺族年金、寡婦年金、死亡一時金についても同様です。 年金が受給できない場合でも、脱退一時金の支給が受けられる場合は、受給してください。
各種手当	児童扶養手当、児童手当、児童育成手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当等の手当の支給が受けられる場合は、受給してください。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付等	介護給付、訓練等給付、自立支援医療(※)等の給付が受けられる場合は、受給してください。 ※自立支援医療には、育成医療、更生医療、精神通院医療があります。詳細は地区担当員にお尋ねください。
雇用保険制度	雇用保険からの給付が受けられる場合は、受給してください。
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度	高齢者世帯等が有する居住用不動産で、貸付制度の利用が可能な場合には、貸付制度の利用が必要です。

6．生活保護を受ける要件…能力の活用

働く能力(稼働能力)がある人は、それを活用することが生活保護を受ける要件となります。

稼働能力があり、求職活動を行っていても、現実に働く場がないときは、生活保護を受けることができます。この場合は、仕事を見つける努力をしてください。また、働いている場合は、能力に応じて増収の努力をしてください。福祉事務所はそのための支援を行います。詳しい支援内容については、38 ページを参照してください。

現在稼働能力がありながら求職活動を行わない場合や、就労が可能と思われる適当な職場があるにもかかわらず働かない場合は、この要件を欠くため、生活保護を受けることはできません。

７．扶養義務者からの扶養（援助）について

親族からの扶養については生活保護を受ける要件ではありません。しかし、あなたの扶養義務者（親、子、兄弟姉妹等）から扶養（援助）が受けられる場合には、扶養（援助）を受けてください。

扶養義務者の状況によっては、福祉事務所からあなたの扶養義務者に対して、あなたへの扶養（援助）ができるかどうかを確認する文書を送付することがあります。また、港区内に扶養義務者が住んでいる場合には、扶養（援助）できるかどうかを直接確認する場合があります。

ただし、DV や虐待を受けたことがある、著しく関係が悪い、長期にわたり交流が途絶えている等、扶養（援助）が見込めない場合は、個別に相談してください。

【民法】
第877条（扶養義務者）
①直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

【生活保護法】
第4条（保護の補足性）
②民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

8．地区担当員（ケースワーカー）について

福祉事務所には、あなたの世帯を担当する地区担当員（ケースワーカー）がいます。

生活保護は最低生活を保障するというだけではなく、あなたの生活を良くしていくこと（自立）への支援を目的としています。

そのために、地区担当員はあなたの相談を受けたり、自立を支援するため、定期的に家庭訪問をします。あなたの秘密は漏れることはありませんので、困ったことやわからないことは、遠慮なく相談してください。

なお、地区担当員は、家庭訪問等で外出することが多いため、福祉事務所の窓口へ来所するときはできるだけ事前に連絡をしてからお越しください。

【地方公務員法】
第34条（秘密を守る義務）
①職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第60条（罰則）
次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
（略）
二　第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

９．家庭訪問（訪問調査）について

地区担当員は、お住まいになっている場所（家庭）や病院等を定期的に訪問します。

家庭訪問（訪問調査）では、生活保護を適切に実施するために、あなたの生活、仕事、健康状態や家族の状況等をうかがいます。また、あなたの自立を支援するために、助言や指導を行うことがあります。

※ 家庭訪問をした際に、あなたが不在の場合は、「不在時連絡票」を投函することがあります。この場合は、連絡票を確認後、地区担当員に連絡してください。

※ 正当な理由がなく居室内への立ち入りを拒んだりしたときは、保護の変更、停止または廃止されることがあります（30 ページ参照）。

【生活保護法】

第28条（報告、調査及び検診）

①保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

②保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

③第 1 項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

④第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

⑤保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

１０．民生委員について

民生委員とは、厚生労働大臣の委嘱を受け、福祉事務所などの仕事に協力していただく地域の方です。必要に応じて家庭訪問をすることがありますが、個人の秘密は堅く守りますので、困ったことがあったら遠慮なく相談してください。

【民生委員法】
第15条(秘密を守る義務)
民生委員は、その職務を遂行するについては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

１１．生活保護を受けたときに保障されること

生活保護法では、保護を受けている間、次のことが保障されます。

（1） 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を、あなたの不利益になるよう変更されることはありません。

（2） 生活保護の金品に対して、税金を課せられることはありません。

（3） 生活保護の金品や、生活保護の金品を受け取る権利は、差し押さえられることはありません。

【生活保護法】
第56条(不利益変更の禁止)
被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。
第57条(公課禁止)
被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。
第58条(差押禁止)
被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

１２．生活保護の種類について

生活保護は、その内容によって、次の8種類の扶助があります。また、臨時的な需要に応じるための一時的な扶助があります。

(1)8種類の扶助

これらの一つひとつには、程度(内容・金額)が決められています。

①生活扶助	食費、衣料費、光熱水費等日常生活に必要な費用 なお、生活扶助には、次のような加算があります。 ア. 妊産婦加算　イ. 障害者・重度障害者加算 ウ. 介護施設入所者加算　エ. 在宅患者加算 オ. 放射線障害者加算　カ. 母子加算 キ. 児童養育加算　ク. 介護保険料加算 ケ. 冬季加算(11月から翌年3月)　コ. 特別介護料 (生活扶助の基準は、地域、年齢、世帯員の人数によって異なります。)
②住宅扶助	家賃や間代、地代等住居の費用 ※管理費、共益費等は住宅扶助の対象とはなりません。(生活扶助の中に含まれているため、自身で支払う必要があります。)
③教育扶助	義務教育に必要な費用(学級費、生徒会費、PTA会費、学用品費、教材費、学校給食費等)
④医療扶助	医療に必要な費用
⑤介護扶助	介護保険の給付を受けるために必要な費用
⑥出産扶助	出産に必要な費用
⑦生業扶助	技術を身につけたり、仕事を始めるために必要な費用 高等学校等で就学するための費用(入学金、教材費など)
⑧葬祭扶助	葬祭のために必要な費用

(2)一時扶助等

毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含まれています。しかしながら、出産、入学、入退院等の場合や新しく生活保護を開始する場合で物資などの持ち合わせがない場合等、通常のやり繰りではこれらの物資を確保することが困難な場合があります。そこでこのような場合に限って、一時的に一定の支給をします。

≪主な一時扶助≫

被服費	布団類	保護開始時又は長期入院・入所後退院・退所した場合等で、布団類が全くない又は全く使用にたえなくなった場合の費用
	被服	生活保護開始時又は長期入院・入所後退院・退所した場合等で、被服が全くない又は全く使用にたえない状況にある場合等の費用
	新生児被服等	出産を控えて産着等を必要とする場合の費用
	寝巻等	入院に際して、寝巻等が全くない又は使用にたえない場合の費用
	おむつ	常時失禁状態にある患者でおむつを必要とする場合の費用
入学準備金		小・中学校の入学準備に必要な費用
家具什器費		保護開始時又は単身者の長期入院・入所後の退院・退所時等に、最低生活に直接必要な炊事用具・食器類等の家具什器の持ち合わせがない場合の費用
移送費		転居する場合の運搬費、親族(要件があります)の葬儀に参加する場合等の交通費等

«その他の臨時的な扶助»

転居の際の敷金等	退院するに際し帰住する住居がない場合や法に基づく立ち退きなどによって転居が真にやむを得ない場合等に必要な経費
アパート契約更新料等	借家、借間の契約更新に際し必要な費用（契約更新料、更新手数料、火災保険料、保証料）
住宅の維持に要する費用	家屋や水道設備、配電設備等の修理のために必要な費用、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等で近隣に公衆浴場がないときに入浴設備を修理又は設置する場合に必要な費用等

≪治療材料、施術、医療扶助の移送の給付≫

治療材料の給付	眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具等の給付を受ける費用
施術の給付	柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの給付を受ける費用
移送の給付	医療機関に通院する際等の交通費等

※ それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、上記の項目であっても、支給されない場合があります。

※ 一時扶助等は上記項目以外にもありますので、まずは、地区担当員にご相談ください。

※ 支給にあたっては、原則として領収書等の書類が必要となります。

一時扶助等が必要な場合には、必ず事前に地区担当員に相談・申請を行ってください。

１３．支給される生活保護費について

生活保護は、世帯の収入だけでは最低限度の生活が営めない世帯に対して、その基準と比べて不足する額（生活保護費）を支給するものです。

収入に応じて、支給される生活保護費が変動しますので、生活保護費の範囲内で計画的に生活することが必要となります。

また、居宅で生活していた方が1か月以上入院した場合、生活扶助は居宅の基準から入院患者の基準に切り替わるので、入院患者の生活保護費の範囲内で計画的に生活することが必要となります。

（1）収入には、勤労収入、自営業収入のほかに、年金、手当、仕送り、財産収入、保険金、補償金、ネットオークションやフリマアプリ等での売却金、遺産相続、宝くじ及び競馬等の当選金、外国為替取引、株式や暗号資産（仮想通貨）取引等その他の臨時的収入等も含まれます。また、キャッシング・カードローンを含んだ借入金も含まれます（18 ページ参照）。

（2）勤労収入の場合は、社会保険料、通勤交通費等の実費等の経費を控除するほか、基礎控除等一定額の控除が適用されます。

（3）生活扶助、住宅扶助（代理納付の場合を除く）、教育扶助、出産扶助、生業扶助は、原則として現金（口座振込）で支給されます。それぞれの目的にあった使い方をしてください。

（4）支給される1か月の生活保護費は、生活保護が開始されたとき及び生活保護費が変更されたときに「保護決定通知書」でお知らせします。

（5）生活保護の基準は改定される場合があります。通常は、年度の初め（4 月）に「お知らせ」をお送りします。

＜あなたの世帯の生活保護費の概算は(1か月分)＞

①生活扶助	第1類費	円
	第2類費	円
	加算(　　)	円
	加算(　　)	円
	加算(　　)	円
②住宅扶助		円
③教育扶助		円
④(　　)		円
⑤(　　)		円
計‥‥A		**円**
①給与収入		円
②年金収入		円
③手当等		円
④その他の収入		円
⑤(　　)		円
⑥(　　)		円
計‥‥B		**円**
生活保護費の概算(A－B)		**円**

※ 生活扶助第1類費とは、食費、衣料費等個人単位に消費する生活費です。年齢別に基準が定められています。

※ 生活扶助第2類費とは、光熱水費や家具什器費等世帯全体としてまとめて支出される経費です。世帯人数別に基準が定められています。

１４．守(まも)らなければならないこと

以下の義務が守られない場合は、生活保護が変更、停止または廃止されることがありますので、これらの義務を必ず守ってください。

(1)生活向上の義務

生活の維持、向上のため次のことに努めてください。

ア 働ける人はその能力に応じて働き、生活の向上に努めてください。

（5ページ参照）

イ 病気の人は、医師の指示に従い、治療に努めてください。

ウ 支出の節約をはかり、生活保護費を計画的に使ってください。生活保護費の無駄遣いや目的外の使用等は認められません。

【生活保護法】
第60条(生活上の義務)
被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(2)届出の義務

収入や支出、その他生計の状況に変動があったとき(就職、退職、家賃の変更等)、世帯の状況に変動があったとき(入院、退院、出産、死亡、転居、転出、転入、結婚、入学、卒業、海外への渡航、手帳の交付等)には、すぐに届け出てください。

【生活保護法】
第61条(届出の義務)
被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

届出の義務については、21 ページでくわしく説明します。

(3)指導及び指示等に従う義務

地区担当員が生活保護の目的を達成するために必要な指導や指示、検診命令(健康状態や稼働能力の確認のため、医療機関で検診を受けることを指示することがあります)をしたときは、従ってください。

【生活保護法】
第27条(指導及び指示)
①保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。
②前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。
③第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

【生活保護法】

第６２条（指示等に従う義務）
① 被保護者は、保護の実施機関が、第３０条第１項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第２７条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

(4)その他注意事項

公共料金や家賃、学校に納めるべきお金を滞納してはいけません。場合により、生活保護費をあなたに渡さずに福祉事務所が代理で直接納付することがあります。

１５．収入の申告について

生活保護を受けているときは、世帯の状況に応じて、定期的に収入を申告することが必要です。

収入申告書の提出の指示に従っていただけない場合、生活保護が変更、停止または廃止されることがありますので、必ず提出してください。

(1)収入があるとき

ア　働いて収入を得た場合は、すみやかに、収入申告書を給料等の明細書を添えて提出してください。

働いて得た収入には控除があります。控除された金額は手元に残ります。
交通費などの必要経費のほか、収入額に応じて定められた基礎控除額を差し引いた額を収入として認定します。
※ 要件がありますので、くわしいことは事前に地区担当員におたずねください。

イ　年金を受給している場合や新たに年金を受給する場合は、収入申告書を年金証書、年金裁定通知、年金支払通知等を添えて提出してください。

ウ　その他の収入があった場合も、収入の種類にかかわらず全て収入申告書を提出してください(例:国や自治体等からの各種給付金や手当、退職金、恩給、仕送り、保険金、補償金、ネットオークションやフリマアプリ等での売却金、遺産相続、宝くじ及び競馬等の当選金、外国為替取引、株式及び暗号資産(仮想通貨)取引等)。

エ　主食、野菜又は魚介について仕送り、贈与等を受けた場合、その量を届出してください。

オ　万一、借金（公的な貸付金や知人等からの借入を問いません。）をした場合も、収入として申告する義務があります。既に返済し、現に手元に借入金が残っていない場合も同様です。ただし、借金をすると、その金額は収入として認定されますので、結果として支給される生活保護費が少なくなり、借金を返済しなければならない場合は、二重に生活が苦しくなります。このため、生活保護を受けている期間は借金をしないでください。

カ　申告を受けた中で、「収入」として認定しないものもありますが、ご自分で判断することなく、得たお金の全額を申告してください。得たお金を既に使い切った場合でも同様です。

収入申告により、すでに支給された生活保護費が再計算される場合があります。

その結果

◇生活保護費が少なく支給されていた場合
　→追加支給の生活保護費で調整
◇生活保護費が多く支給されていた場合
　→返還（戻入）又は翌月以降の生活保護費で調整

となります。そのため、前月より給与収入が多かったからといって、お金を使いすぎると、翌月生活費が足りなくなることになります。お金は計画的に使うようにしてください。

キ　世帯全員の収入（子どものアルバイトによる収入も含みます。）についても申告が必要です。

高校生のアルバイト収入については、20 歳未満控除等の勤労控除がある場合があります。また、高等学校等就学費の支給対象外経費や就労や早期の生活保護脱却に役立つ経費を収入認定から除外できる場合があります。いずれも要件がありますので、くわしいことは事前に地区担当員におたずねください。

(2)収入がないとき

ア　働くことができる人で、求職活動等の理由で収入がない場合は、毎月収入がなかったことを申告してください。

イ　高齢、障害、入院等の理由で働いて収入を得ることができない人は、少なくとも12か月ごとに収入がなかったことを申告してください。

１６．資産（しさん）の申告（しんこく）について

生活保護を受けているときは、世帯が保有する資産について、少なくとも 12 ヶ月に 1 度申告してください。

(1)資産とは

現金、銀行等への預貯金、学資保険、生命保険、有価証券、債券、貴金属、土地及び家屋等の不動産、自動二輪車(オートバイ)を含む自動車等の動産、その他処分価値の大きい物品を言います。

(2)申告の範囲

世帯全員の資産を申告してください。配偶者や子どもの資産も含みます。また、資産がない場合も申告が必要です。

(3)関連する資料の提出

【資料の例】

預貯金	最新の記帳をした通帳
生命保険	保険証券等
不動産	固定資産税の納税通知書
車両等	車検証、自賠責保険証、任意保険証等

※上記以外の資産及び資料等については、地区担当員までご相談ください。

(4)申告の時期

少なくとも 12 ヶ月に 1 度必ず申告が必要です。申告の時期については、決められた様式への記入を含め、地区担当員から説明します。

提出の指示に従っていただかない場合、生活保護が変更、停止または廃止されることがありますので、必ず提出してください。

１７．届出(とどけで)が必要(ひつよう)な場合(ばあい)について

次のような場合は必ず届出をしてください。

(1)生活状況に変化があったとき

生計や生活の状況に変化があったときには「変動届」を提出してください。生計や生活の状況の変化とは、以下のような場合をいいますので、このようなことがあったときには、遅滞なく、必ず届け出てください。

（例）ア 仕事を始めたり、変えたり、やめたりするとき

イ 社会保険に加入または脱退したとき

ウ 家賃、間代、地代が変わったとき

エ 公営住宅の使用料の通知があったとき

オ 転居、転出したとき

カ 家族の人数が変わったとき（結婚、出産、死亡、転入、転出等）

キ 進学、卒業、休学、中途退学等があったとき

ク 入院、退院したとき

ケ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の

交付があったとき（新規、継続認定及び等級認定変更を含みます。）

コ　災害等にあったとき

（2）海外へ渡航しようとするとき

海外へ渡航しようとするときは、その目的、期間や費用等を確認しますので、「海外渡航届出書」とともに資料を提出してください。海外への渡航の目的が生活保護の趣旨に反している場合及び渡航期間が2週間を超える場合には、収入認定や生活保護が停止されることになりますので、必ず事前に地区担当員に相談してください。

※その渡航目的により、当該渡航費用の使途が生活保護の趣旨目的に反する場合（例：観光旅行、職場の親善旅行、治療目的の海外渡航等）、渡航費用の範囲内で収入認定されます。

※他からの援助等で渡航費用を賄う場合には、援助等の全額が収入認定されます。

（3）医療機関を受診するとき

医療機関を受診するときは、保護変更申請書（傷病届）を提出してください。（23 ページ参照）

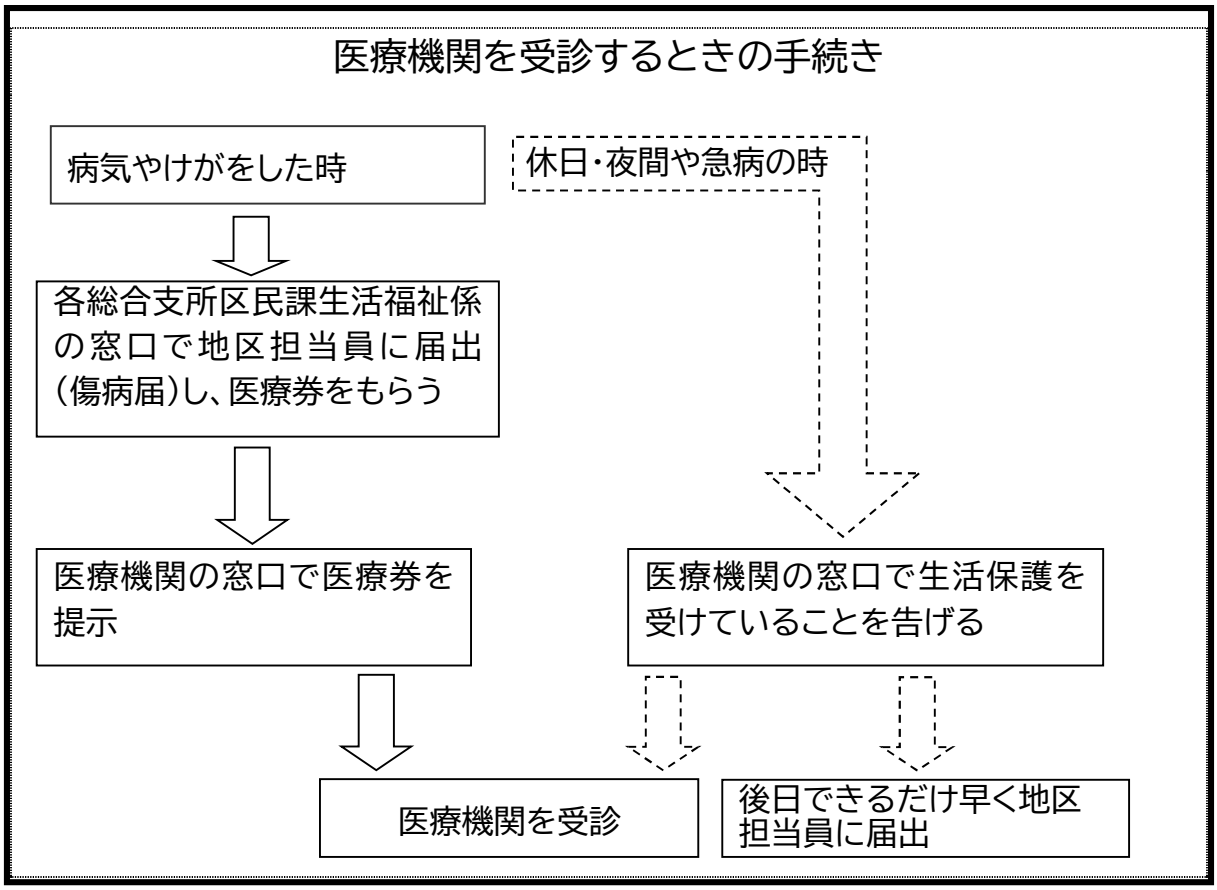
いずれの届出用紙も各支所の窓口に備えていますのでご利用ください。

１８．医療機関への受診（医療扶助）について

生活保護を受けている間は、国民健康保険や後期高齢者医療、障害者医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療制度等は使えなくなりますが、保険の範囲の治療については、これまでどおり受診することができます。

受診には「医療券」が必要です。医療機関に行く前に、必ず地区担当員に届け出てください（傷病届）。「医療券」をお渡ししますので、それを持って医療機関へ行き受診してください。

休日・夜間や急病のときは、医療機関の窓口で生活保護を受けていることを告げて、受診してください。その後、できるだけ早く地区担当員に届け出てください。



（医療機関への受診についての注意点）

（1）収入のある世帯は、その額によって、医療機関の窓口で自己負担する金額が発生する場合がありますので、その金額は医療機関窓口でお支払いください。

（2）生活保護を受けている間は、国民健康保険が使えなくなります。
なお、勤務先の健康保険や日雇健康保険、被扶養者としての保険がある場合は、そのまま継続してご使用ください。

（3）医療は、生活保護法の指定医療機関で受診してください。指定医療機関がわからない場合は地区担当員に聞いてください。指定医療機関以外で治療を受けた場合には、医療費の実費を自己負担していただく場合があります。

（4）通院する際に交通費がかかる場合、事前に地区担当員に相談してください。

（5）特別な事情がなければ、同じ病気やけがの治療を複数の病院で受けることはできません。

（6）診断書が必要なとき、眼鏡やコルセット等が必要なときは、必ず事前に相談してください。（内容によっては自己負担になります。）

（7）病気が治った場合や、途中で通院をやめる場合は、すみやかに地区担当員に連絡してください。

（8）生活保護で給付できる医療扶助は必要最低限度になります。自身の希望により差額ベッド代がかかる個室を利用する場合、先進医療を受ける場合は、医療扶助の対象となりません（全額自己負担となります）。

(9)はり・きゅう等の施術を受けたいときは、医師の同意が必要な場合がありますので、必ず事前に相談してください。相談せずに治療を受けた場合、自己負担となる場合があります。

(10)自立支援医療(育成、更生、精神通院)が受給できる場合、受給してください。

(11)難病医療費の助成が利用できる場合は、利用してください。

原則ジェネリック医薬品(※)を使用してください。

※ ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品と同じ有効成分、同等の効き目をもつ医薬品のことです。

(1)医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用してください。

(2)薬局で、ジェネリック医薬品の使用について説明を受けたときは、積極的に使用してください。

(3)福祉事務所では、ジェネリック医薬品を使用していただくように、詳しくお話をさせていただくことがあります。

(4)ジェネリック医薬品についてわからないことや不安なことがあるときは、医師または薬剤師に相談してください。

平成28年4月から、原則として大きな病院(200以上の病床)への受診は、紹介状のあるときや緊急の場合に限られることになりました。近隣の医院等で定期的に健康診断を受け、体質や生活習慣を把握し、重大なことになる前に、日ごろからの健康管理を行いましょう。

１９．介護サービスの利用（介護扶助）について

高齢や疾病のために、介護保険による介護サービス（訪問介護等）が必要になったときは、地区担当員に相談してください。

（1）介護保険は65歳以上のすべての方と40歳から64歳までの健康保険に加入している方を被保険者とした保険制度です。

（2）40歳から64歳までの健康保険に加入していない方は、障害者自立支援法に基づく自立支援給付を利用していただき、それが利用できない場合には、介護保険と同等の介護サービスを受けることができます。

（3）上記どちらの場合も自己負担分は介護扶助として給付されますが、収入がある場合は、収入額によって、自己負担額が発生する場合がありますので、その金額は介護事業者にお支払いください。

（4）介護サービスの利用には「介護券」が必要ですので、必ず事前に地区担当員に届け出てください。

２０．生活保護費の受け取り方について

生活保護費は、原則として銀行振込で支払われますが、福祉事務所の窓口で支払われる場合もあります。

(1)銀行振込で受け取る場合

振込先は世帯主の口座です。ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫等が利用できます。

(2)福祉事務所の窓口で受け取る場合

印鑑(朱肉をつける普通の印鑑)を持って福祉事務所の窓口にお越しください。

(3)支給日

通常は、毎月4日にその月の生活保護費を支給します。

ただし、4日が土曜日・日曜日・休日の場合は、前日又は前々日の平日となります。また、1月分は、本来であれば1月4日が支給日ですが、例外的に12月27日頃に支給されます。支給日の詳細は、年度の初め(4 月)にお送りする「予定表」で確認してください。

新しく生活保護を受けることになった世帯や支給額の変更による生活保護費の追加支給がある世帯には、月の途中で支給する場合があります。

(4)生活保護費の代理納付

家賃、共益費、学校給食費、介護保険料等については、生活保護費をあなたに渡さずに福祉事務所が代理でそれぞれの担当に直接納付する場合があります。これを「代理納付」といいます。

２１．関係先調査について

生活保護を適切に行うため、福祉事務所は必要があるときは、関係機関（区市町村、年金事務所、税務署、都税事務所、金融機関、保険会社、雇主等）に文書を送付したり、訪問したりすることにより、必要事項の調査をすることがあります。特に、区市町村の税務担当課に対しては、住民税の額について、年に1回調査をしています。

【生活保護法】
第29条（資料の提供等）
①保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。（略）

２２．保護費の返還について

次のような場合には、支給した生活保護費（医療扶助費、介護扶助費等を含む。）を返還していただきます。特に、医療扶助費は、国民健康保険、社会保険とは違い、かかった費用の10割分（全額）が返還の対象となりますので、ご注意ください。

（1）資産がありながら生活保護を受けたとき

年金、手当、生命保険、不動産等の活用できる資産があって生活保護を受けた場合で、あとでそれらが現金化されたときは、すでに支払われた生活保護費を返還していただきます。現金化されたときは、すぐ

に地区担当員に連絡・収入申告をしてください。ただし、全額を返還の対象とすると世帯の自立が著しく阻害されると福祉事務所が認めた場合、返還を一部または全部を免除する場合もあります。

【生活保護法】
第63条(費用返還義務)
被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2)不正に生活保護を受けたとき

生活保護申請や収入申告の内容に偽りがあった場合や、故意に収入申告を怠った場合等不正に生活保護を受けたときは、すでに支払われた生活保護費を徴収します。

不正受給については、32～33 ページでくわしく説明します。

(3)その他

収入が増えたり、家族数が減ったり、入院したりした場合、生活保護費の変更処理が間に合わず生活保護費が払いすぎになる場合があります。その場合、払いすぎた生活保護費は返還(戻入)していただくか、翌月以降の生活保護費で調整させていただきます。

２３．生活保護の停止・廃止について

以下のような場合、生活保護は停止または廃止されます。

(1)生活保護を必要としなくなったとき

ア 収入が増え、世帯の収入が最低生活費を超えたとき

イ 最低生活費が減り、世帯の収入が最低生活費を超えたとき

ウ 親族等により引き取られたとき

エ 死亡したとき　等

(2)その他

ア 正当な理由がなく、立ち入り調査を拒んだとき

イ 正当な理由がなく、検診命令を拒んだとき

ウ 正当な理由がなく、保護の目的を達成するための必要な指示・指導に従わないとき　等

【生活保護法】
第26条(保護の停止及び廃止)
保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

２４．生活保護を受けなくなったときの手続き

（1）勤め先の健康保険や扶養親族の社会保険に加入しない場合、生活保護の廃止日から14日以内に、総合支所窓口サービス係または区役所国保年金課で国民健康保険への加入の手続きをしてください。

（2）国民年金保険料の減免が必要な方は、生活保護の廃止日から14日以内に、総合支所窓口サービス係または区役所国保年金課で手続きをしてください。

（3）小・中学校の児童・生徒は、就学援助・就学奨励の制度がありますので、教育委員会にご相談ください。

（4）都営住宅にお住まいの方は、住宅使用料の減免制度がありますので、東京都住宅供給公社にご相談ください。

（5）都営交通の無料パスは返還してください。70歳以上の方には東京都シルバーパスの制度がありますので、（社）東京バス協会にご相談ください。

２５．不正に生活保護を受けたときは

（1）不正受給とは

生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。これらを正しく届出を行わなかったり、その他不正な手段を使って保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

また、不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と判断される場合があります。

（2）不正に保護を受けた費用の徴収

不正に生活保護を受けたときは、すでに支払われた生活保護費を徴収します。不正の内容が悪質な場合、徴収額の４０％以下の金額が加算される場合があります。

徴収金については、本人からの申出により、最低限度の生活の維持に支障がない範囲で、生活保護費から徴収することがあります。

【生活保護法】
第78条（費用等の徴収）
①不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。（略）

第78条の2
①保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、（略）、当該保護金品の一部を、（略）徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、（略）、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。（略）

（3）生活保護の停廃止

生活保護の不正受給が繰り返された場合、事前に受けた指示に対する違反として、生活保護が停止または廃止される場合があります。

（4）警察への告訴・告発

不正受給に対しては、警察に告訴・告発をすることがあります。

（5）罰則

偽りの申請や届け出、その他不正な方法によって生活保護を受けたときは、3 年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【生活保護法】
第85条（罰則）
① 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。
② 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法）に正条があるときは、刑法による。

26．不正受給を防止するために

生活保護を利用するためには、守らなければならないこと（16 ページ参照）や、申告や届出などしなければいけないこと（18～22 ページ参照）がたくさんあります。不正受給と判断されることのないよう、必ず次の事項を守ってください。

またどうすればよいかわからなかったり、迷ったりした場合には、ご自分で判断せず、必ず地区担当員に確認をしてください。

（1）収入かどうか、自己判断しないでください。

生活保護は申告に基づいて、生活保護費を決めています。このため、定期的に正しく申告をしていれば、不正受給の問題は発生しません。しかし、現実に発生する不正受給の多くは、収入を申告しなかったことにより発生しています。

届出が必要な収入は、働いて得た給与収入だけではありません。申告をしなければならない収入とは世帯に入る生活保護費以外のすべての金銭が該当します。そのため、税金を計算するときに収入とはされない以下のようなケースが特に申告漏れの多い収入例です。

① 補償金

② ネットオークションやフリマアプリ等による売却金

③ 遺産相続金

④ 宝くじや競馬の当選金

⑤ 借入（公的、私的なものを問いません）

⑥ 世帯の者以外からの仕送り・援助

⑦ 支払いの立て替えに要する入金

⑧ 生命保険の入院給付金や解約返戻金

⑨ 交通事故に伴う相手方からの損害賠償金

⑩ 雇用保険の失業給付等

⑪ 外国為替取引、株式及び暗号資産（仮想通貨）取引等

これらの収入については、自己判断することなく、地区担当員に確認したうえで世帯に入るすべての収入を申告することが大切です。

（2）資産を正しく申告してください（3ページ及び 20 ページ参照）

次のようなものも資産となります。

・生命保険（学資保険・共済保険等）

・損害保険（火災保険、家財保険等）

・土地、家等の不動産

・自動車、オートバイ

（3）必要な費用は正しく申請してください

家賃、引っ越しの費用、通院のための交通費等は、契約書や見積書、領収書を添付して正確に申請してください。

※一時的に必要な費用は、必ず事前に地区担当員に相談してください。

（4）生活保護費を正しい用途に使ってください。

生活保護は、事前の申請が原則とされています。このため、その申請に基づいて支給した金額を、正しい用途に使用したことを示すために、資料を提出することが必要です。たとえば、賃貸住宅の契約更新料を支給した後には、賃貸借契約書の写しを遅滞なく提出することが大切です。

(5)生活上の世帯の変動を届け出てください。

生活保護は、その世帯の状況に応じて、生活保護費の支給額を計算しています。このため、地区担当員が定期的に世帯を訪問し、世帯の状況を伺い、その状況を把握するようにしていますが、訪問だけでは、世帯の状況を把握することはできません。

たとえば、入院、退院することになった、親族の家に滞在することになった、海外に渡航することになったというような場合、その状況に応じて生活保護費を計算し直すことがあるため、届け出ていただくことが大切です。世帯の状況に変動があるときには、事前に届出をしてください。

(6)その他気を付けていただきたいこと

銀行口座の名義を貸したり、クレジットカードを他人に使わせたりすることはやめてください。このような場合、収入でないことを証明するのは非常に困難であり、世帯の収入と判断され、不正受給の取り扱いとなる場合があります。

２７．福祉事務所の決定に不服がある場合

生活保護では、国が定める生活保護基準の変更や、あなたの世帯の収入、家族の状況の変化により、生活保護の種類や保護費の額が変更されたり、生活保護が停止や廃止になったりすることがあります。

このようなときは、地区担当員が十分説明をしますが、もし、生活保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに地区担当員におたずねください。

それでもなお、納得できないときは、その処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に書面で東京都知事に対して不服を申し立てることができます(このことを審査請求といいます。)。また、処分の取消しを求める訴えを、裁判所に提起することができる場合があります。

【生活保護法】
第64条(審査庁)
第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項(第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

第65条(裁決をすべき期間)
厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
一　行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問をする場合　70日
二　前号に掲げる場合以外の場合　50日
2　審査請求人は、審査請求した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備が補正された日。第1号において同じ。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。
一　当該審査請求をした日から50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合　70日
二　前号に掲げる場合以外の場合　50日

第69条(審査請求と訴訟との関係)
この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

２８．自立への支援について

（1）就労活動促進費の支給

早期に就労による生活保護脱却が可能と判断される方については、「自立活動確認書」を作成したうえで、一定の要件に該当する場合、就労活動促進費を支給します。

（2）就労自立給付金の支給

安定した就労の機会を得たこと等により生活保護から脱却した際に、一定の要件に該当する場合、就労自立給付金を支給します。

（3）自立支援プログラムの実施

港区福祉事務所では、生活保護受給者の方の自立（経済的自立・日常生活自立・社会生活自立）を支援するため、次のような事業を実施しています。

項　目	内　容
就労支援員による就労支援	専門の就労支援員による就労支援を行います。次のような支援を行います。 ・履歴書の書き方及び面接の受け方の指導 ・就労活動に関する相談 ・求人に関する情報の提供 ・ハローワークへの同行　等
生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉事務所とハローワークが連携を図りながら就労支援を行います。次のような支援を行います。 ・ナビーゲーターによる支援 ・トライアル雇用の活用支援 ・公共職業訓練の受講あっせん ・一般の職業相談・紹介の実施　等
就労体験プログラム	一般的な就労の経験がなく自分がどの程度の就労ができるのか不安な方等に、軽作業（施設内清掃、配膳補助、公園清掃等）の機会を提供します。
無料職業紹介事業	港区福祉事務所無料職業紹介所が職業紹介を行います。
メンタルケア支援事業	精神保健福祉士が病状に応じて支援を行います。 ・相談、アドバイス ・通院同行　等

２９．生活保護を受けている間に利用できる主な制度

生活保護を受けている方は、次のような制度が利用できます。

制度の内容		問い合わせ先
税金	特別区民税・都民税の非課税、減免	区税務課
	固定資産税・都市計画税の減免	港都税事務所 03-5549-3800
年金	国民年金保険料の免除	総合支所区民課窓口サービス係
生活	水道・下水道料金の減免	東京都水道局港営業所（台場地区以外） 03-5444-2091 東京都水道局江東営業所（台場地区） 03-5633-9053
	NHK放送受信料の免除	NHK営業局中央営業センター 03-5456-2141
	公衆浴場入浴券の交付 （風呂のない世帯のみ）	総合支所区民課生活福祉係
	粗大ごみ収集手数料の免除	みなと粗大ごみ受付センター　03-6747-9253 総合支所区民課生活福祉係
	ごみ収納袋の交付	総合支所区民課生活福祉係
	住民票の写し等の交付手数料の免除	総合支所区民課窓口サービス係
住宅	都営住宅共益費・入居保証金の免除	東京都住宅供給公社お客さまセンター 0570-03-0071
	区営住宅共益費・入居保証金の免除	区住宅課住宅管理係
交通	ちぃばすの無料乗車券の交付	総合支所区民課生活福祉係
	都営交通の無料乗車券の交付	総合支所区民課生活福祉係
	都営交通の無料通学定期券の発行 （夜間大学生、定時制高校生のみ）	東京都交通局電車部営業課 東京都交通局自動車部営業課
	JR通勤定期乗車券の割引	総合支所区民課生活福祉係、JR
その他	保育園保育料の免除	総合支所区民課保健福祉係
	学童クラブ間食費の助成	総合支所管理課施設運営担当
	都立高校入学金の免除	各都立高校

※ 制度の内容が変わる場合がありますので、事前に「問い合わせ先」におたずねのうえ、手続きをしてください。

※ 手続きに生活保護受給証明書が必要な場合、生活福祉係窓口で発行します。

３０．法外援護について

法外援護とは、生活保護費とは別に、生活保護受給者の方に港区が独自で支給するものです。

(1)被保護者自立促進事業

申請にもとづき下記の経費を支給します。一定の要件がありますので地区担当員にご相談ください。

内　容		支給限度	
		単価(上限)	回数(年間)
就職面接等に必要なスーツ代等の支給		35,000 円(1人当たり)	1
就職活動用のプリペイド式携帯電話購入費の支給		20,000 円	1
補助教材費等の支給		25,000 円(1人当たり)	1
就職時の連帯保証費の支給		50,000 円(1人当たり)	1
母子世帯等で母や子(主に9歳以下)の病気時に一時的に子を施設等に預けた場合の緊急一時保育料の支給		3,000 円(1日当たり)	−
シルバー人材センター年度会費の支給		3,000 円(1人当たり)	1
高齢者がボランティア活動を行うに伴うボランティア保険料の支給		2,000 円	1
部屋を清潔に保つことができない保護受給中の高齢者等の居宅清掃(事業者委託)費の支給		400,000 円	1
他法他施策による生活支援サービスが受けられない被保護者の居宅の整理援助(ヘルパー等派遣)費の支給		15,000 円	−
破産宣告手続のための裁判所への予納金の支給		30,000 円	1
住宅を確保する際に入居要件となっている鍵交換費の支給		20,000 円	−
介護予防教室参加費の支給		4,000 円	1
自立支援の援助方針に基づき、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などにより在宅での学習環境を整える必要が認められる小学 1 年生以上に対する学習塾代及び交通費	学習塾代	(小学１年生～中学２年生) 130,000 円	1
		(高校1・2年生) 200,000 円	
		(中学3年生及び高校3年生) 300,000 円	
	交通費	58,000 円	
大学等への進学を目指す高校3年生の大学等受験料		120,000 円	1

(2)見舞金等

生活保護費と併せて支給します。

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th rowspan="2">説　明</th><th rowspan="2">支給月</th></tr>
<tr><th colspan="2">種 別</th><th colspan="2">単　価</th></tr>
<tr><td rowspan="8">見舞金</td><td rowspan="4">夏季</td><td>居宅単身世帯</td><td>5,000 円</td><td rowspan="4">7 月 1 日現在保護受給中の世帯</td><td rowspan="4">8月</td></tr>
<tr><td>居宅複数世帯</td><td>7,000 円</td></tr>
<tr><td>単身入院世帯</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td>施設入所世帯</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">冬季</td><td>居宅単身世帯</td><td>5,000 円</td><td rowspan="4">11月1日現在保護受給中の世帯</td><td rowspan="4">12 月</td></tr>
<tr><td>居宅複数世帯</td><td>7,000 円</td></tr>
<tr><td>単身入院世帯</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td>施設入所世帯</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">児童生徒援護</td><td colspan="2">学童服(学童用通学被服)</td><td>11,400 円</td><td rowspan="2">4 月 1 日現在保護受給中の小学生・中学生・高校生(小 1、中 1、高1を除く)</td><td rowspan="2">5月</td></tr>
<tr><td colspan="2">運動衣(運動用トレーニングウェア)</td><td>4,100 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">夏季健全育成費</td><td>3,300 円</td><td>7 月 1 日現在保護受給中の保護開始の小学生・中学生・高校生</td><td>7月</td></tr>
<tr><td colspan="2">高校学習支援金</td><td>51,500 円</td><td>中学を卒業し、高校に入学する生徒のいる世帯</td><td>5月</td></tr>
<tr><td colspan="2">就職支度金</td><td>51,500 円</td><td>中学を卒業し、4 月末日までに継続的な就労に従事するか 4 月末日までに定職に就く見込みの者等</td><td>5月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">修学旅行支度金</td><td>小学生</td><td>4,300 円</td><td rowspan="2">旅行日現在、保護受給中の修学旅行に参加する小学校 5･6 年生、中学 3 年生、高校 2 年生</td><td rowspan="2">5月</td></tr>
<tr><td>中学生･高校生</td><td>8,500 円</td></tr>
</table>

３１．お子さんへの支援について

（1）生活保護制度

項　目	内　容
教育扶助	11 ページ参照（③教育扶助）
高等学校等就学費	11 ページ参照（⑦生業扶助）
入学準備金	12 ページ参照
高校生のアルバイト収入に対する収入認定除外	19 ページ参照

（2）その他港区の制度

港区では、「港区子どもの未来応援施策」として、子どもたちの未来を応援するための様々な事業を実施しています。

項　目	内　容
被保護者自立促進事業	学習塾代、大学等受験料を支給します。（40 ページ参照）
学習支援事業	中学1～3 年生、高校 1～3 年生を対象に、学習支援を実施します。
港区生活・就労支援センター※の学習支援事業 ※ 所在地・電話番号は巻末参照	港区生活・就労支援センターにおいて、学習支援員によるお子さんの学習に関する様々な相談事業を実施しています。

≪各地区総合支所生活福祉係≫

支所名	所在地	電話番号
芝地区総合支所 区民課生活福祉係	〒105-8511 港区芝公園1－5－25	03-3578-3171
麻布地区総合支所 区民課生活福祉係	〒106-8515 港区六本木5－16－45	03-5114-8823
赤坂地区総合支所 区民課生活福祉係	〒107-8516 港区赤坂4－18－13	03-5413-7277
高輪地区総合支所 区民課生活福祉係	〒108-8581 港区高輪1－16－25	03-5421-7087
芝浦港南地区総合支所 区民課生活福祉係	〒105-8516 港区芝浦1－16－1	03-6400-0023

≪その他関係機関≫

名称	所在地	電話番号
港区生活・就労支援センター （ハローワーク品川「みなとジョブスポット」が併設されています）	〒106-8515 港区六本木5－16－45 麻布地区総合支所3階	03-5114-8826

令和８年１１月改訂

港区福祉事務所